

令和元年 1 2 月 2 6 日

令和元年 第 1 2 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和元年第12回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和元年12月26日（木曜日）午後2時00分～午後3時12分

2. 場 所 東大和市役所会議棟1階第1・2会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参 事 兼
教育指導課長

佐 藤 洋 士

教育総務課長 石 川 博 隆

給 食 課 長 斎 藤 謙二郎

統括指導主事 吉 岡 琢 真

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第19号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第31号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則

第5 第32号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

第6 第33号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第7 第34号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

第8 その他報告事項 (1) 令和2年度東大和市教育委員会の主要施策について
(2) 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針・
東大和市立小・中学校再編計画（事務局案）につい
て
(3) 第66回成人式の開催について
(4) 令和元年度東京都多摩地域公立図書館大会について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから令和元年第12回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、内野委員にお願いいたします。

ここで、傍聴の許可についてお諮りをいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 それでは、異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

教育長諸務報告。令和元年11月27日から12月22日までの報告であります。

11月27日、水曜日、東大和市教育委員会定例会に出席をいたしました。

11月29日、金曜日、中学生の「税についての作文」及び「税の標語」市長賞授与式に出席をいたしました。

平成31年度東京都公立学校校長選考、教育管理職選考、任用審査結果、4級職選考合格者に対する伝達式に出席をいたしました。これは夕方から夜にかけてであります。

11月30日、土曜日、東大和市体育協会創立50周年記念式典に出席をいたしました。

12月1日、日曜日、第54回東大和市ロードレース大会開会式に出席をいたしました。教育委員の皆さまにもご協力をいただきました。ありがとうございました。

12月3日、火曜日から12月18日、水曜日まで、令和元年第4回東大和市市議会定例会に出席をいたしました。

12月7日、土曜日、第71回人権週間行事講演と映画の集いin東大和にて挨拶をさせていただきました。

12月8日、日曜日、「BE A HERO」プロジェクトに出席をいたしました。

12月12日、木曜日、定例副校長会に出席をいたしました。

12月13日、金曜日、東大和市児童・生徒表彰に出席をいたしました。

12月19日、木曜日、都市指導主事会第四地区会で挨拶をさせていただきました。その後、ネーミングライツ締結式に出席いたしました。

12月21日、土曜日、第15回川でつながる発表会に出席をいたしました。東大和市と東久留米市の小学校が、それぞれ自然を守る取り組みについて発表や意見交換を行ったものであります。東大和市からは第四小学校、第九小学校の子どもたちによる発表がありました。学校教育部参事と一緒に出席をさせていただきました。

12月22日、日曜日、創価学園の音楽祭に市長とともに出席をいたしました。

以上でございます。

諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第19号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第19号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第19号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成31年度東大和市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

一般会計補正予算（第3号）は、第4回市議会定例会において、第66号議案として提出され、12月3日に原案どおり可決されておりますが、第11回教育委員会定例会開催時点では、市長と最終調整であったため議案として付することができず、令和元年11月28日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきまして、学校教育部関係は私より、社会教育部関係は社会教育部長よりご説明を申し上げます。

それでは、平成31年度一般会計補正予算（第3号）のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明申し上げます。

資料の1ページ、2ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

15款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金のうち、1節教育総務費補助金は36万9,000円の増額であります。

2ページの説明欄をご覧ください。

スクールサポートスタッフ配置事業補助金の増額は、東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱が、いわゆる最低賃金の改定に伴い改正されたことによるものでありまして、増額分について10分の10の割合で東京都より補助金が交付されるものであります。

3節中学校費補助金は13万1,000円の増額であります。

その横の説明欄をご覧ください。

上段の公立学校施設ブロック塀等安全対策支援事業補助金から、下段の公立学校施設防災機能強化支援事業補助金に補助金の名称が変更となりました。13万1,000円の差額についてでございますが、東京都の補助金の算定基準の変更によるものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出となります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は47万1,000円の増額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

事業番号11、教育指導管理事務費、報酬は、本市議会定例会において議決されたいじめ防止対策推進条例に基づき設置されるいじめ問題対策委員会の委員報酬として計上したものであります。日額9,000円で、7人分でございます。

続きまして、その下の需用費のうち消耗品費は、条例の制定にかかわる児童、保護者向け啓発用資料作成のための用紙及び公印の作成費用でございます。

続きまして、その下、事業番号18、学力・授業力向上推進事業費の賃金が、スクールサポートスタッフ賃金の増額であります。説明は歳入でご説明したとおり

であります。賃金単価990円から1,020円に改正されたことに伴う差額不足分であります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は54万1,000円の増額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

小学校運営費の需用費、消耗品費及び備品購入費につきましては、令和2年度学級編制により、学級数が増える学校において、机等に不足が見込まれるため購入するものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

3項の中学校費、1目学校管理費は275万円の増額であります。需用費として年度末までに予定される建築関連修繕、設備関連修繕を行うため、増額をするものであります。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

5項保健体育総務費、3目学校給食費は225万5,000円の増額であります。そのうち学校給食センター運営費は198万円の増額であります。令和2年度のクラス数の増減に伴い、食器配送用コンテナの台数に不足が生じるため購入するものであります。

私からの説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 では、続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、5ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、4項社会教育費は1,250万7,000円の減額であります。

その下、3目図書館費、6ページになりまして事業番号1、中央図書館管理費、15節工事請負費、消火栓ポンプ交換工事費は209万円の計上であります。内容であります。本年9月に実施をいたしました消防設備点検におきまして、中央図書館の地下に設置をしております消火栓ポンプの経年劣化が著しいため、交換が必要との指摘を受けたことから、交換工事を行うものであります。

続きまして、その下、4目郷土博物館費、6ページの一番下になりますが、事業番号2、郷土博物館事業費、11節需用費、⑥修繕料は郷土博物館の施設修繕料99万円の増額であります。内容は、プラネタリウムの投影に欠かせません3台のプロジェクターのうち、1台が故障をいたしまして、使用できない状態となっておりますことから、修繕をするものであります。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

5項保健体育費は700万円の増額であります。その下の2目体育施設費は239万5,000円の増額であります。

8ページになりますけれども、事業番号1、中ほどになります。体育施設運営費も同額であります。内容は2件ございます。

1つ目の14節使用料及び賃借料は23万4,000円の増額であります。内容につきましては、東京都からお借りをしております市民体育館と駐車場の用地の借上料の単価が改定されましたことから、不足額を増額するものであります。

2つ目になります。15節工事請負費は216万1,000円の新規計上であります。

内容につきましては、上仲原公園テニスコートの照明器具が一部故障しておりまして、4面ありますテニスコートのうち、1面が夜間利用できない状況となっております。そのため、工事をするということでございます。

それから、今回、9ページになりますけれども、9ページですね、お開きいただきたいと思いますけれども、今回の補正におきましては、体育施設等指定管理委託のための債務負担行為を設定いたしました。期間は平成31年度から令和6年度まででございます。金額は4億2,364万9,000円です。こちらの内容でございますが、本年9月議会におきまして、新たな体育施設等の指定管理者を指定する議決をいただきました。そのことを踏まえまして、新たな指定管理者の指定期間に必要な指定管理委託料を確保するために、債務負担行為により設定をするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第19号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第19号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第 4 第 3 1 号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則

◎日程第 5 第 3 2 号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

◎日程第 6 第 3 3 号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

◎日程第 7 第 3 4 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○真如教育長 日程第 4、第31号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則、日程第 5、第32号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則、日程第 6、第33号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、日程第 7、第34号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、以上、4 件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則、第32号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則、第33号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則及び第34号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

本件、4 つの規則及び規程につきましては、第10回教育委員会定例会でご審議いただきました東大和市いじめ防止対策推進条例が、令和元年12月18日に市議会で可決され、令和 2 年 1 月 1 日に施行されますことから、同条例第10条及び第11条の規定により設置する東大和市いじめ問題対策連絡協議会及び東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、条例と同日に施行するものであります。

それでは、それぞれの規則及び規程の内容につきましてご説明を申し上げます。
初めに、第31号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則であります。
規則のところをご覧いただければと存じます。

第 1 条は、規則の趣旨として、東大和市いじめ防止対策推進条例に基づき設置する東大和市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定

めることとしたものであります。

第2条は、教育委員会の委員定数を15人以内とし、教育委員会が任命、または委嘱するとしたものであります。

第3条は、委員の任期及び再任について定めたものであります。

第4条は、協議会の会長について、その選出方法や会長の職務等について定めたものであります。

第5条は、協議会の招集及び会議の開催要件、議事の決し方について定めたものであります。

第6条は、委員の守秘義務について規定したものであります。

第7条は、本協議会の庶務担当課を学校教育部教育指導課としたものであります。

第8条は、この規則の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定めるものとしたものであります。

附則につきましては、規則の施行を令和2年1月1日からとしたものであります。

次に、第32号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の内容について、ご説明を申し上げます。

第1条は、規則の趣旨として、東大和市いじめ防止対策推進条例に基づき設置する東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることとしたものであります。

第2条は、委員会の委員長について、その選出方法や職務等について定めたものであります。

第3条は、委員会の招集及び会議の開催要件、議事の決し方について定めたものであります。

第4条は、委員会における意見の聴取について定めたものであります。

第5条は、専門的事項を調査させるため、必要があるときは専門調査委員を置くことができるとしたものであります。

第6条は、調査部会の規定であります。第1項は調査部会の設置について定めたものであります。第2項は調査部会を組織するもの、第3項は部会長を指名するもの、第4項は部会長の職務、第5項は第3条第1項及び第2項についての読み替えを定めたものであります。

第7条は、委員及び専門調査員の守秘義務について規定したものであります。

第8条は、本委員会の庶務担当課を学校教育部教育指導課としたものであります。

第9条は、この規則に定めるもののほか、対策委員会に必要な事項は、教育長が別に定めるとしたものであります。

附則につきましては、規則の施行を令和2年1月1日からとしたものであります。

なお、以上2件の規則の議案資料といたしまして、東大和市いじめ防止対策推進条例、東大和市いじめ問題調査委員会規則、（仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子に対するパブリックコメントの結果についてを添付しております。

パブリックコメントの結果につきましては、提出した市民等の数はお二人、提出された意見の数は7件でありました。意見の内容及び市の考え方につきましては、配付資料のとおりであります。

続きまして、第33号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案には、2つの改正内容がございます。

A4横の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

こちらのA4横の新旧対照表の、こちらの6／18ページをご覧ください。

1つ目といたしまして、東大和市いじめ防止対策推進条例制定に伴い、第9条、第1項の教育指導課、指導係の事務分掌の12号に「いじめ問題対策連絡協議会に関すること。」、13号に「教育委員会いじめ問題対策委員会に関すること。」を追加するものであります。

続きまして、同じく新旧対照表の15／18ページをお開きください。

2つ目といたしまして、地方自治法施行規則の一部改正により、歳出予算に係る節の区分中、7節賃金が削除されることに伴い、こちらの右側のとおり、賃金に関連する項目を削除とし、その以下、節番号が繰り上がるものであります。

なお、2つ目の改正規定に限りましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行日に合わせ、令和2年4月1日から施行をいたします。

最後に、第34号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてであります。

本件は、東大和市いじめ防止対策推進条例制定に伴い、別表第1及び第2に教

育委員会附属機関代表者印に関する規定を追加するものであります。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 ご説明、ありがとうございます。

私は、このいじめに関する条例の中で読ませていただきまして、特にインターネット等による表立たない、目に見えにくいいじめということに対して、今後も社会の変化に対応して一層取り組む必要があると思っております。本規則により設置される協議会と委員会の取り組みには、大変期待しているところであります。

質問ですが、この協議会と委員会は、それぞれの会議を毎年度どのくらい開催する予定としているのでしょうか。また、具体的にどのような内容に取り組むのか説明をお願いしたいと思います。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 いただきましたご質疑、まず初めには東大和市いじめ問題対策連絡協議会及び東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催予定についてであります。

令和2年1月1日の条例及び規則の施行後、直ちに準備を開始いたします。そして、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会ともに、令和2年2月を目途に開催をできればと考えております。また、令和2年度以降につきましては、それぞれの協議会、委員会で年2回、開催を予定しているところであります。

次に、いじめ問題対策連絡協議会の取り組み内容についてであります。市教育委員会、または学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、そしていじめの防止等に関係する機関や団体の連携に関する事項などについての協議が中心になると考えております。

教育委員会いじめ問題対策委員会のほうの取り組み内容につきましては、いじめ防止等のための対策の推進についての調査審議のほかに、仮に重大事態が発生した場合には、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告をしていただくことと考えております。

以上であります。

○真如教育長 ほかにございますか。

藤宮委員。

○藤宮委員 マスコミでもたびたび取り上げられているのですけれども、いじめが原因で若い命を自ら絶ってしまう事例を耳にするたびに、本当に教育に携わる者として、特に大変に心を痛めております。このような不幸な出来事を絶対になくすために、いじめ防止対策推進条例と、その規則ですね、関係規則によって、関係者の力強い協力が欠かせないと思います。

つきましては、質問ですが、この協議会と委員会はどのような職にある方をお願いする予定ですか。

それと、もう一つ、委員会規則第4条の専門調査員のお仕事内容はどんなものでしょうか。そして、これもどのようなお立場の方が配属されるのか教えていただけますか。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 まず、いじめ問題対策連絡協議会の委員についてであります。学校の教職員、それから教育委員会の職員、小平児童相談所の職員、東大和警察署と警察の関係職員、その他の関係者を予定しているところであります。

続いて、教育委員会いじめ問題対策委員会の委員につきましては、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者ということで、具体的には大学の教授等、大学の先生方、また弁護士、臨床心理士、児童福祉司などに就任を依頼をしてまいりたいと考えております。

続いて、専門調査員についてであります。これは重大事態が発生をした場合において、事実関係を明確にするために専門的事項を調査する必要があると、教育委員会いじめ問題対策委員会で判断した場合において、例えば弁護士、臨床心理士、児童福祉司など、当該調査に必要な専門的な知識や経験を持つ方を専門調査員として、この当該の調査に従事していただくことを想定しております。

以上であります。

○藤宮委員 わかりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 パブリックコメントにおいて、市民の方から貴重なご意見をいただい

たこと、とてもありがたいことだと思っております。

また、私から質問ですけれども、東大和市いじめ防止対策推進条例の第9条に規定する東大和市いじめ防止対策推進基本方針を策定する上で、この協議会と委員会はどのようにかかわっていくのでしょうか。また、我々教育委員会は、どのようにかかわっていくのかということを教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 東大和市いじめ防止対策推進基本方針、こちらを策定する上でのいじめ問題対策連絡協議会、それから教育委員会いじめ問題対策委員会、そしてこの教育委員会とのかかわりということでもありますけれども、今現在、私ども事務局のほうで基本方針案を検討しております。この案をもとに、まず校長会、そして先ほどお話のあったいじめ問題対策連絡協議会、そして教育委員会いじめ問題対策委員会に、それぞれ意見を求めてまいりたいと思います。それらの意見を、その後、反映したものをもって、こちらの教育委員会にご提示を申し上げ、教育委員会としての意見をいただいた上で、決定というような流れを考えております。

以上であります。

○岩田委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

新藤委員。

○新藤委員 平成25年に国でいじめ防止問題、この推進法というのが定められたときに、教育の現場にいたものとしては非常にじくじたる思いがあって、こういう法律で、特に第4条で児童等はいじめをしてはならないという、そういう規定を国の法律として定めなければならないほど、深刻な問題としてなっているということには、やはり教育者として非常に、じくじたる思いをしたわけですが、そういう法律ができた以上は、やはり学校を設置している東大和市としても、その法律に基づいて絶対子どもたちを守るという意識、その姿勢を明確に示す意味でも条例を定め、それに必要な対策委員会や連絡協議会等を設置していくのは非常に重要なことであって、それらが市民にきちっとしたアピールをしていくことが大切だなと思って、そういった委員の活動みたいなものも、しっかりと伝えていってほしいと思うわけですが、一方で、もし不幸にも、先ほど年に2回ぐらい

の開催ということでしたけれども、不幸にして重大事態等が発生した場合は、非常に速やかに対策を講ずるためにも、その委員会の招集や調査委員会の設置等は早ければ早いほど、被害に遭った子どもたちを救出することにもなりますし、また加害者自身も、更生に対しても有効だと思います。迅速に対応するためには、市としてどのような心構えといいますか、体制としてこの協議会、あるいは委員会等とかかわっていくつもりなのか、その辺のところの決意を聞かせていただければと思います。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 本当に不幸な事態、重大事態が起きてはいけないと、これは強く願っていますし、誓っていきたいと考えております。仮にこの不幸な重大事態が起きるようなケースがあった場合には、先ほど年2回調査委員会を開催する予定ではありますが、この年2回にこだわらず、委員がおっしゃるとおり、速やかにこの調査委員会を開催し、そこで学校の調査内容も踏まえた内容で、きちんとその適否を精査をしながら、この重大事態にどう対応すべきなのか、不幸な事態をいかにこう、少しでも軽く、軽くという言い方は大変失礼ですけれども、軽減できるのか、そういったことも含めて、子どもたちが不幸にならないための方策等を十分に検討していくということを考えております。

そのためには、まず学校と教育委員会がきちんと連携を図り、この連携の中で小さいじめを見逃さないというところ、まずは重点に置きながら、それでも起きてしまった場合に、学校と連携をして、包み隠さず、この調査に当たっていく、そんな姿勢を貫いていきたいと考えております。

以上でございます。

○新藤委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございませんか。

○新藤委員 もう一つ。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 実は私、他地区のこの対策委員会のようなところに、委員としてかわらせていただいているところがありまして、先ほど児童相談所との連携ということで、関係者を、委員としてお願いするということですが、それは当然のことだと思いますけれども、現実問題として、児童相談所がさまざまな課題を抱えていて、社会福祉士の資格を持っている人たちの人員も十分確保できてない状態で、

実際に小平児童相談所の所長の話を聞いても、非常に厳しい現実があると思いました。

そういった中で、もしいじめ問題等が発生した場合に、本当に児童相談所がどれだけ機能してくれるかというのは、常に心配するところであります。やはり起こってからかかわっていたのでは、間に合わないだろうなと思うので、先ほど参事の話にもありましたように、日ごろからどのぐらいそういった関係機関との連携をし、情報収集をし、あるいは学校や市としての情報も、そういったところに提供して、何かあったときに速やかにそこが機能してくれるようにするための連携というのは、関係機関との日ごろのコミュニケーションが非常に重要になると思うので、市としてご配慮いただけるとありがたいなと思いますので、教育委員会事務局としての考えを聞かせていただければと思います。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ありがとうございます。

大変、小平児童相談所に限らずですが、本当にお話のあったとおり大変忙しく、たくさんの案件を抱えていて、なかなか手が空く時間がないというのは、私どもも直接、小平児童相談所のほうにお話をお伺いしに行ったときに、お聞きをしている段階であります。

委員からお話がありました、やはり連携というところに関しましては、先ほど規則を2つお示ししてありますけれども、東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則において、こちらの小平児童相談所との連携を図っていきたいと考えています。この連絡協議会の取り組み内容というのは、大きな視点でいうと関係機関との連携が主たるテーマになる協議会であります。したがって、この連絡協議会の中に小平児童相談所に入っていただくことで、重大事態が発生する前に各学校、それから教育委員会も含めた関係機関が情報を共有し、それぞれの対策内容について意見交換をしていくことで、機動的に小平児童相談所のノウハウを手に入れながら、市としての取り組みに反映をしていけるのではないかと考えているところであります。

以上であります。

○新藤委員 よろしく申し上げます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第31号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第31号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則について、本件を承認と決します。

引き続き、お諮りいたします。

日程第5、第32号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第32号議案 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則について、本件を承認と決します。

引き続き、お諮りいたします。

日程第6、第33号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第33号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

引き続き、お諮りいたします。

日程第7、第34号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第34号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本件を承認と決します。

◎日程第8 その他報告事項

○真如教育長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 令和2年度東大和市教育委員会の主要施策について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○石川教育総務課長 それでは、その他報告の資料1をご覧いただきたいと思ひます。

本資料は、去る10月28日に開催されました令和元年第10回東大和市教育委員会定例会におきまして、第一次案をご提案申し上げ、委員の皆さんのご意見を頂戴しながら検討を行ひまして、11月8日開催の令和元年第8回教育委員懇談会に第二次案をお示しさせていただいております。

そこで、主な修正内容等につきましてご説明をした後、このたび第三次案として取りまとめたものをご報告するものでございます。

今般、第三次案は令和2年度東大和市教育委員会の主要施策として、前回まず基本目標の部分を外しています。これは事務局内部で検討をしたところ、昨年度、策定をさせていただきました第二次東大和市学校教育振興基本計画、こちらを見ますと、東大和市教育委員会の教育目標及び教育委員会の基本方針に基づきまして、向こう5年間の計画で示されているところでございます。そのため、基本方針の部分につきまして、これまで毎年、このセット、年度ごとに検討をして示していただきましたけれども、毎年度ごとに変わるものではないのではないかというご意見が出ました。確かにこの部分につきましては、毎年度、検討をしていても大幅な見直しや変更というのはそぐわない原理原則的な部分でありますことから、この第三次案につきましては、教育目標、基本方針はそのままといたしまして、教育委員会におけます令和2年度の主要な施策部分につきまして、前年度からの修正や変更、加筆分でお示しすることといたしましたので、ご承知おき願ひたいと思ひます。

それでは、第二次案から委員の皆さまのご意見を踏まえまして、この第三次案に取りまとめた中で、主な修正内容についてご説明申し上げます。

それでは、4ページ目をご覧ください。

大項目、1の確かな学力の(1)学力向上の欄でございますけれども、このうちの⑨のあとに⑩としまして、「学習指導要領(平成29年3月公示)の趣旨を踏まえた適正な教育課程の具現化を図る。特に、プログラミング教育や外国語活動・外国語を各学校が工夫して実施できるように支援する。」と、こういった項目を新たに追加しているところでございます。

続きまして、飛びますが、9ページをご覧いただきたいと思ひます。

大項目の3の健康・体力でございますが、この(1)の健康教育の充実という

ところで、④、⑤のところで従前は給食センターという表記でしたが、「学校給食センター」で、正式な名称に変更しているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

大項目、学校の活性化の1の学校改善の中の（5）学校における働き方改革、①ですが、ここも正式な名称としまして、「東大和市立学校における教員の働き方改善計画」という正式名称にしました。また、括弧内の「時間外電話応答」を「勤務時間外」に改めているところでございます。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。

大項目3の環境整備の中の（6）安全対策の推進。3行目でございますが、「関係機関と連携し、安全対策を実施する。」ということで、一旦ここで切っております。そして、その下に③としまして、次のページ、「スクールガード・リーダーによる学校への巡回指導、スクールガード等による登下校時の見守り活動、通学路合同点検等を実施することにより、通学路等の安全を図る。」をこちらに説明文で新たに③として追加をしているところでございます。

続きまして、その下の（7）のアレルギー疾患への対応をご覧いただきたいと思います。

1行目ですね、「アレルギー疾患に対応するため、平成28年度」を「令和元年度」に年度を訂正してございます。こちらはその後にすぐ出てきますが、代替食を開始するという関係がございまして、今年度中にこの対応マニュアルの一部を改定する予定になっているためでございます。

その下の③の4行目でございます。括弧内に今申し上げました代替食、こちらを除去食に加えて追加をしているというところでございます。

以上、簡単ではございますが、第三次案におけます第二次案からの修正点の説明は以上になります。

今後の予定といたしましては、来年1月10日開催予定の令和2年第1回の教育委員懇談会におきまして、改めてご協議いただきまして、最終案をまとめて、令和2年第1回の教育委員会定例会の中におきまして、議案としてご提案をさせていただく予定で考えてございます。

私のほうから説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

○新藤委員 よろしいでしょうか。

○真如教育長 はい、新藤委員。

○新藤委員 では、また細かいことですが、5ページの左の内容ではなくて、その右側に、④の削除理由として、「新学習指導要領が完全実施となるため」と書いてありますけれども、元教員でいた立場からすると、4月1日からすぐ完全に実施できるのかと言われると、申し訳ないなというところもあるので、全面、いわゆる全てがそこに定められたとおりに動き始めるというような意味で、全面実施としていただいたほうが、学校の受けとめ方としては良いのではないかなと思いました。全ての学校が、もう万全で完全に実施できていますと胸を張って言えれば、この言葉で良いのでしょうかけれども、1つお願いしたいということと、それからもう1点、言わせてください。

全く問題ではないのですが、13ページの2の人材育成の(1)の⑥です。この「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するために学習指導方法等に関する研修を実施する。」、このとおりだと思います。

確かにこの主体的・対話的で深い学びの実現ということに関しては、学習指導要領の解説書でも第1章、第3節の教育課程の実施と学習評価というところの一番最初に、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善というのが上がっているのです、そのとおりだと思いますし、今日、届いた資料を持ってきたのですけれども、中等教育資料の今特集号も、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の工夫、改善という言葉を使っているのですけれども、実は今月、ある公益財団法人が実施している教員たちの検証論文の審査をしました。その中で、気になったことがありまして、この主体的・対話的で深い学びをとることは良いのですけれども、それが目的になっています。本来、主体的・対話的で深い学びというのは、子どもたちに知識や技能を確実に身に付けさせ、それを活用して思考、判断、表現する力を身に付けさせ、さらには粘り強く学びに取り組むような学びに向かう姿勢や、また人間性、そういったものを高めるためには、今後、今までの教師主導型のような授業を改善して、主体的・対話的で深い学びが必要だということになったと思いますけれども、五十数編、読みましたけれども、まともに、これが目的だと、主体的・対話的で深い学びを行えば、子どもたちに確実に力がつくような書き方で書いていて、こういうのは反対ですよ。主体的・対話的で深い学びを行えば、学力がつく、あるいは学力を高めるために、主体的・

対話的で深い学びを取り入れた授業改善を行うという書き方ならばすごく納得ができるのですが、私はそのような論文は0点をつけるしかないなと思うぐらいです。

これは実際に使われる言葉の中で、これを使わざるを得ないのですが、そのときにしっかりと教員たちに説明をして、目的ではない、あくまでもこれは手段、方法でしかないですよということを徹底していただいて、少なくとも校内研究の研究目標などに、主体的・対話的で深い学びを行えば、その学力が間違いなくつく、誤解を招くようなそういった研究テーマを立てないように、今後具体的に学校に説明、あるいは指導していただく段階で、徹底していただきたいなと思った次第です。

よろしくをお願いします。

○真如教育長 また、検討してみてください。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ご意見ということで、ありがとうございます。委員のお話は、結果的には私はつながる認識であると思っているのですが、学校のほうにも確かにこの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた校内研究というのは、かなり多く見られているところではあります。また、小学校、中学校ともに教育団体としての市教研、中教研もありますけれども、そちらのほうでもやはりこういったことをテーマにしているところは多いのかなと思いますが、私どもとしては学校のほうにお伝えしていきたいと思っていますし、伝えているのは、いわゆるアクティブラーニングをすることが私たちの目的ではなくて、アクティブラーナーを育てることだと思っています。子どもたちを、主体的・対話的で深い学びができる人間に育てていくことが本来の目的なので、勘違いをしないようにということを伝えていきますし、これからもそういった視点で指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 お願いします。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 これで質疑を終了いたします。

報告事項2、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針・東大和市立

小・中学校再編計画（事務局案）について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○石川教育総務課長 それでは、その他報告の資料2をご覧いただきたいと思います。

本資料につきましては、本年10月の教育委員会定例会に事務局の素案としてお示しさせていただいております。また、こういったことにつきまして、市教育委員会だけでなく、市長部局も含めて、内部でも改めてさまざまな視点から検討を重ねていただきまして、そういった関係部局からさまざまなご意見を頂戴いたしました。

主なご意見等をご紹介いたしますと、学校の標準規模等、こちらは学校教育法施行規則等ですと12から18クラスになっていますが、そもそも定員というのは、具体的に当たったほうが良いですとか、それから計画のほうで、特に子どもたちの将来像は何をもって子どもたちの将来像になっているのか、また年少人口、就学人口、また児童・生徒数で、お子さんをカウントする数の捉え方というのは、幾つかあるので混同しやすいというご指摘もございました。

それから、今回の計画案、方針案をつくるに当たって、各学校における児童・生徒数の統計資料等があったほうが良いのではないかと、また地域のコミュニティとしての地域拠点を学校施設のあり方の中で、第1次コミュニティ区、第2次コミュニティ区と、こういった考え方というのは、まだ総合計画上にはありませんけれども、まだこれを使っているのかという話や、中学校の統合の今後のスケジュールも示したほうが良いのではないかと、またこの中でさまざま学校施設の長寿命化計画の中でも掲載しますという話も触れたものですから、ここに少し触れたほうが良いのではないかとといったさまざまご意見が出たところでございます。

こういったことを踏まえまして、今回修正箇所、また事務局内部でも見直しをいたしまして、事務局の案ということで、素案から一步進めた状態で皆さまにご報告申し上げるということでございます。

本日はお時間の都合もありますので、細かい内容についての説明は割愛をさせていただきますけれども、また皆さんにはこちらの事務局案に目を通していただきまして、翌年の1月10日、開催予定で令和2年第1回教育委員懇談会におきまして、改めてまたご協議いただき、ご意見を頂戴して、またその次の教育委員会定例会の中でご審議いただければと考えているところでございますので、委員

の皆さんにおかれましては、この年末年始等を含めまして、お目を通してよく読んでいただければと思います。また、その中でご意見等ありましたら、教育委員会事務局のほうにご意見をお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

私のほかからは以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 全く違う視点になるかと思いますがけれども、再編計画は難しいのは良くわかっているのですけれども、1つは私、考えたいなと思うのは、実は今ソサエティー5.0というのが言われて、情報革命以後の新たな社会の実現というのをあわせて、ICTを含めてAIの発達等があるわけですが、それに対応する学校づくりをどうしていくかというのは、非常に大きな課題になっていると思います。

現実問題として、今既存の学校を大改築をして、最先端のものを入れていくというような発想では、とてもとても対応し切れないのではないかなと思います。そうすると、統廃合を機に新しい校舎を建てるという発想になったときに、最先端を取り入れて建てることになるのではないかなと思います。

それは私自身も新設校というのを、教員時代に1回と、それから校長時代に1回経験していますけれども、その当時の最先端のものが、一番そろった学校が建てられて、校舎の教室配置等も含めていろいろなものが入っていたというのがあるので、この計画と直接かかわる話ではないのですけれども、今後、いわゆるソサエティー5.0に対応させた教育を行える学校にしていくかというところは、大きなところになっています。PISA調査も実は前回の2015年実施のものからはペーパーレスで、いわゆるコンピューターを操作しながら、そこに問題が提示されて、コンピューターで答えていく。2018年に行われたPISA調査は、その中でもさらにインターネットとつながって、幾つかのインターネット上の画面を自分で引っ張り出してきて、それを見比べて答える。しかし、日本の子どもたちが答えられないような問題が現実に出て、どうもコンピューターの扱いが先進国で一番後れていて、対応できていないがために、新聞でも騒がれているような読解力の低下になっているのではないかと思います。つまり、力がないのではなくて、答え方がわからなかった、コンピューターがうまく扱えなかったというような例

もあるのではないかととも言われているところもあるので、そういうものに対応した最新型の校舎、恐らくその最新型の校舎を建てても、30年、40年経てばもう古い、また対応できない校舎になってしまうかもしれないですけれども、どんな校舎を建てれば良いのか。

余計な話ですけれども、アメリカでは、ブロック型で、いわゆる基礎、基本のところが、例えばポールがあって、そこに最新の校舎のブロックをどんどん入れていって、古くなったらそれを外して、また最新のものを持ってきて、つくることによって常に最先端の学校を維持していく考え方があって、それが今うまくいっているのかどうかわからないですけれども、アメリカはすごい国だなと感心したことがありました。日本は、箱物というのは、一遍建ててしまうと何十年もそのままで、何か少々手を加えようがないというところがあったのではないかと思います。

今後行っていく中で、それを機に最新の校舎を1つでも2つでも建てていくというような発想もあることによって、この統合等に対する抵抗意識を最新の校舎で子どもたちが、勉強できるならば統合が大いに歓迎になるのではないかなと思います。すぐ検討してくださいではなくて、頭のどこかにとどめておいていただいて、当然、早晚、そのソサエティー5.0が出てきて、それに対応する教育を従前に行うための施設設備の充実ということは出てきて、それはもう東大和市に限らず、財政面で厳しいところは本当に対応できなくなってしまう可能性もあるわけですから、それは国が何とか補助金を出して対応するしかないと思っているのですけれども、そういうことも含めて、やはり再編計画がどこか頭の中にあっても良いのかなということを思って、勝手なことを言いましたけれども、いろいろなことを事務局案に対してというよりは、そういう視点も必要かなということを考えての話でした。

以上です。

○真如教育長 何かありますか。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ご意見、ありがとうございます。

私たちも理想で、その最新式になったら良いなというのは、もちろん心の中にはあるところですが、現実問題と照らし合わせながら行っていくしかないかなとは思っております。ただ、もしそういうことになっていった場合には、何

か消極的な財政面や、そういうことだけでの統合の意味ではなくて、やはり少しでもお子さんたちにとって良い環境づくりができる、その最先端まではいかないかもしれませんが、少なくとも今よりは良い学習環境をつくってあげたいという気持ちの中で、積極的な気持ちの上でもぜひ進めていきたいなと思っておりますので、ご意見のほう、ありがとうございました。

○真如教育長 それでは、報告が終わりましたので先に進みます。

質疑も終了いたします。

報告事項の3、第66回成人式の開催について、本件の報告をお願いいたします。
社会教育課長。

○高田社会教育課長 社会教育課のほうから、第66回成人式の開催につきましてご説明をさせていただきます。

資料のほうはございませんので、口頭による説明となります。

第66回成人式につきましては、既に教育委員の皆さまにご案内状を送付させていただきまして、ご臨席についての確認を行わせてもらっているところであります。第66回成人式につきましては、令和2年、年明け1月13日、月曜日、成人の日に行われます。場所はハミングホールの大ホールとなっております。

成人式は、2部構成で行われまして、式典のほうが午後1時から、実行委員会による催し物が午後1時30分からとなっております。今回の対象者は、市内の方が840人、市外の方が、以前、東大和市にお住まいで、今は転出をされているという方です。そういう方も、お問い合わせをいただいております、17人です。合わせて857人の方に、今ご案内のほうを送付させていただいているところであります。

本年1月に行われました前回の成人式と比べてプラス40人というところであります。

教育委員の皆さまにつきましては、お忙しいかと思っておりますけれども、ご臨席のほうよろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

報告事項 4、令和元年度東京都多摩地域公立図書館大会について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○**当摩中央図書館長** それでは、その他報告事項の 4 番、令和元年度東京都多摩地域公立図書館大会のご案内をさせていただきます。

こちらは多摩地域の市町村、全部で30自治体ございますが、そちらの中心館の図書館長で構成しております東京都市町村立図書館長協議会というのがございます。そちらが主催をしております、毎年、行っている図書館大会でございます。今年度は、大規模大会ということで、1月28日の火曜日から1月30日の木曜日まで、午前、午後、それぞれ講演会をもちまして、3日間で開催をいたします。全体のメインテーマを「地域に働きかける図書館」ということで、サブタイトルとして「～「2020」その先に～」で、テーマを定めてそれぞれの分科会のほうで、それに即した講演会を実施することになっております。

各講演会の分科会の内容につきましては、大会要項を添付させていただいておりますので、こちらをご覧くださいいただければなと思っております。こちらの参加費は無料になっておりまして、事前の申込みが、令和2年1月14日、火曜日までです。この日までに各自治体で取りまとめをして申込みをさせていただきます。もしご希望の段ありましたら、図書館ご連絡いただければ、申込みをさせていただきたいと思います。

なお、当日になりまして、特に会場も結構広く、200人収容できる国分寺市にございます都立多摩図書館で開催します。当日もしご都合がございましたら、当日参加でも大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいたします。

雑駁ですけれども、説明は以上とさせていただきます。

以上です。

○**真如教育長** 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○**真如教育長** それでは、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第12回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時12分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 内野 裕子